

宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち<u>法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第3</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し</p> <p>_____, 若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u> 又は法第3</p>

改 正 案	現 行
<p>17条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>5 <u>給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> （個人の町民税の徴収の方法等）</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により</u>徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> （個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税</u></p>	<p>17条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 <u>給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> （個人の町民税の徴収の方法）</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって</u>徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び<u>県民税額の合計額</u></p>

改正案	現行
<p>額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には _____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には _____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい</p>	<p>_____（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額 _____を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい</p>

改 正 案	現 行
<p>旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年4月30日までの間に異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支給をする者となった者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年4月30日までの間に異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支給をする者となった者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法により 個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金</p>	<p>6 特別徴収の方法によつて個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金</p>

改 正 案	現 案 行
<p>額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により<u>　</u>徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>	<p>額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>
<p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>　</u>徴収されないこととなった場合には<u>　</u>、特別徴収の方法により<u>　</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により<u>　</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には<u>　</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には<u>　</u>直ちに、普通徴収の方法により<u>　</u>徴収するものとする。</p>	<p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p>	<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によつて</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、<u>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</u></p>
<p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をい</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をい</p>

改正案	現行
<p>う。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後におい</p>	<p>う。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によっ</p>

改 正 案	現 行
<p>て到来する第40条第1項の納期がある場合には <u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には</u> <u>直ちに、普通徴収の方法により</u> <u>徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により <u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）</u>において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものと</u>し、<u>当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）原動機付自転車 ア～ウ （略） エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）<u>は</u>0.5メートル以下であるもの、<u>側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.</p>	<p>て到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法によ<u>って</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によ</u>って</p> <p>_____ 当 該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴 収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）原動機付自転車 ア～ウ （略） エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）<u>は</u>0.5メートル以下であるもの<u>及び側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの _____ _____ を除く。）で、総排気量が0.</p>

改 正 案	現 行
<p>0.2リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第2項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>17～27 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>0.2リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第2項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>17～27 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第1条による改正

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案		現 行																																																																																
(費用弁償)		(費用弁償)																																																																																
第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。		第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務に従事したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。																																																																																
2 前項に規定するもののほか、特別職職員(別表の費用弁償の欄に額の定めがあるものに限る。)が公務に従事したときは、当該費用弁償の欄に定める額を支給する。		2 前項に規定するもののほか、特別職職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費として宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。																																																																																
別表(第2条、第5条関係)		別表(第2条、第5条関係)																																																																																
1 執行機関の委員		1 執行機関の委員																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>教育長代理</td> <td>年額 168,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 156,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>年額 192,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 156,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 108,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 84,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見者</td> <td>年額 192,000円</td> </tr> <tr> <td>議会選出</td> <td>年額 108,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産評価審査委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公平委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 5,400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	教育委員会	教育長代理	年額 168,000円	委員	年額 156,000円	農業委員会	会長	年額 192,000円	委員	年額 156,000円	選挙管理委員会	委員長	年額 108,000円	委員	年額 84,000円	監査委員	識見者	年額 192,000円	議会選出	年額 108,000円	固定資産評価審査委員会	委員長	日額 6,000円	委員	日額 5,400円	公平委員会	委員長	日額 6,000円	委員	日額 5,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>教育長代理</td> <td>年額 158,900円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 148,000円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>年額 188,400円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 148,000円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 82,100円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 78,200円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見者</td> <td>年額 155,100円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>議会選出</td> <td>年額 103,700円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産評価審査委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 14,800円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 13,400円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公平委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 17,500円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 16,000円</td> <td>日額 300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	費用弁償	教育委員会	教育長代理	年額 158,900円	日額 300円	委員	年額 148,000円	日額 300円	農業委員会	会長	年額 188,400円	日額 300円	委員	年額 148,000円	日額 300円	選挙管理委員会	委員長	年額 82,100円	日額 300円	委員	年額 78,200円	日額 300円	監査委員	識見者	年額 155,100円	日額 300円	議会選出	年額 103,700円	日額 300円	固定資産評価審査委員会	委員長	年額 14,800円	日額 300円	委員	年額 13,400円	日額 300円	公平委員会	委員長	年額 17,500円	日額 300円	委員	年額 16,000円	日額 300円
区分		報酬額																																																																																
教育委員会	教育長代理	年額 168,000円																																																																																
	委員	年額 156,000円																																																																																
農業委員会	会長	年額 192,000円																																																																																
	委員	年額 156,000円																																																																																
選挙管理委員会	委員長	年額 108,000円																																																																																
	委員	年額 84,000円																																																																																
監査委員	識見者	年額 192,000円																																																																																
	議会選出	年額 108,000円																																																																																
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 6,000円																																																																																
	委員	日額 5,400円																																																																																
公平委員会	委員長	日額 6,000円																																																																																
	委員	日額 5,400円																																																																																
区分		報酬額	費用弁償																																																																															
教育委員会	教育長代理	年額 158,900円	日額 300円																																																																															
	委員	年額 148,000円	日額 300円																																																																															
農業委員会	会長	年額 188,400円	日額 300円																																																																															
	委員	年額 148,000円	日額 300円																																																																															
選挙管理委員会	委員長	年額 82,100円	日額 300円																																																																															
	委員	年額 78,200円	日額 300円																																																																															
監査委員	識見者	年額 155,100円	日額 300円																																																																															
	議会選出	年額 103,700円	日額 300円																																																																															
固定資産評価審査委員会	委員長	年額 14,800円	日額 300円																																																																															
	委員	年額 13,400円	日額 300円																																																																															
公平委員会	委員長	年額 17,500円	日額 300円																																																																															
	委員	年額 16,000円	日額 300円																																																																															
2 附属機関の委員		2 附属機関の委員																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定審査会の委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費等の支給に関する審査会の委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬額	介護認定審査会の委員	日額 15,000円	介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定審査会の委員</td> <td>日額 15,000円</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費等の支給に関する審査会の委員</td> <td>日額 15,000円</td> <td>日額 300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬額	費用弁償	介護認定審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円	介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円																																																																
区分	報酬額																																																																																	
介護認定審査会の委員	日額 15,000円																																																																																	
介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円																																																																																	
区分	報酬額	費用弁償																																																																																
介護認定審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円																																																																																
介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円																																																																																

改 正 案			現 行			
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	日額 300円
	委員	日額 20,000円		委員	日額 20,000円	日額 300円
いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	日額 300円
	委員	日額 20,000円		委員	日額 20,000円	日額 300円
上記以外の附属機関の委員	学識経験者	日額 10,000円 (会議等に要した時間が3時間を超える場合は、15,000円)	上記以外の附属機関の委員	学識経験者	日額 10,000円 (ただし、会議等に要した時間が3時間を超える場合は、15,000円とする。)	日額 300円
	その他	日額 3,000円(会議等に要した時間が3時間を超える場合は、4,000円)		その他	日額 3,000円 (ただし、会議等に要した時間が3時間を超える場合は、4,000円とする。)	日額 300円

備考

- 1 附属機関の委員とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくものをいう。
- 2 上記以外の附属機関の委員で、会長又は委員長については、上記の表の報酬額に2,000円を加算して支給する。
- 3 その他の特別職

区分	報酬額	費用弁償	
産業医	月額 30,600円		
町民相談員	日額 6,000円		
自治体経営会議外部委員	日額 15,000円		
町医	年額 141,400円	日額 30,000円	
町歯科医	日額 7,800円	日額 30,000円	
学校医	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円
	眼科医	年額 82,100円	日額 22,500円
学校薬剤師	年額 44,300円	日額 8,800円	
保育所	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	嘱託医 歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円
スポーツ推進委員	日額 3,000円 (職務に従事した時間が3時間を超える場合)		

備考

- 1 附属機関の委員とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくものをいう。
- 2 上記以外の附属機関の委員で、会長又は委員長については、上記の表の報酬額に2,000円を加算して支給する。
- 3 その他の特別職

区分	報酬額	費用弁償	
産業医	月額 30,600円	日額 300円	
町民相談員	日額 6,000円	日額 300円	
自治体経営会議外部委員	日額 15,000円	日額 300円	
町医	年額 141,400円	日額 30,000円	
町歯科医	日額 7,800円	日額 30,000円	
学校医	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円
	眼科医	年額 82,100円	日額 22,500円
学校薬剤師	年額 44,300円	日額 8,800円	
保育所	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	嘱託医 歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円
スポーツ推進委員	年額 40,200円	日額 300円	

改 正 案			現 行		
	は、4,000円)				
農地利用最適化推進委員	年額 156,000円		農地利用最適化推進委員	年額 148,000円	日額 300円
いじめ問題調査専門委員	日額 20,000円		いじめ問題調査専門委員	日額 20,000円	日額 300円
			備考 産業医、町民相談員、自治体経営会議外部委員及びスポーツ推進委員の費用弁償については、町外居住者で居住地から町内招集場所まで公共交通機関を利用する者は実費を加算して支給する。		

第2条による改正
 選挙長等の費用弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>選挙長等の報酬及び費用弁償に関する 条例 (選挙長等の報酬)</p> <p>第1条 宮代町選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務に対する報酬 は、1回の選挙又は投票ごとに次の区分に応じ、当該区分に定める額を支給する。</p> <p>選挙長 10,800円 投票所の投票管理者 12,800円 期日前投票所の投票管理者 1日につき11,300円 開票管理者 10,800円 投票所の投票立会人 10,900円 期日前投票所の投票立会人 1日につき9,600円 開票立会人 8,900円 選挙立会人 8,900円</p> <p>2 前項に規定する選挙につき、更正決定、繰上補充又は無投票となったときの選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の職務に対し支給する報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の区分に応じ、当該区分に定める額とする。</p> <p>選挙長 5,400円 選挙立会人 4,450円 (選挙長等の費用弁償)</p> <p>第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</p>	<p>選挙長等の費用弁償 に関する 条例 (選挙長等の費用弁償)</p> <p>第1条 宮代町選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務のために要する費用は、1回の選挙又は投票ごとに次の区分によりこれを弁償する。</p> <p>選挙長 10,800円 投票所の投票管理者 12,800円 期日前投票所の投票管理者 1日につき11,300円 開票管理者 10,800円 投票所の投票立会人 10,900円 期日前投票所の投票立会人 1日につき9,600円 開票立会人 8,900円 選挙立会人 8,900円</p> <p>2 前項に規定する選挙につき、更正決定、繰上補充又は無投票となったときの選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の職務のために要する費用 は、前項の規定にかかわらず、次の区分によりこれを弁償する。</p> <p>選挙長 5,400円 選挙立会人 4,450円 (選挙長等の旅費)</p> <p>第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の例によりその旅費を支給する。</p>

第3条による改正
宮代町消防団条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(出動手当等) 第8条 (略) <u>2 前項に規定するもののほか、団員が会議に出席したときは、手当として日額2,000円を支給する。</u> <u>3 前2項の手当を支給する範囲及び支給方法は、規則で定める。</u> (費用弁償) 第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、<u>費用弁償として</u>宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により<u>6級</u>の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</p>	<p>(出動手当等) 第8条 (略) <u>2 前項</u>の手当を支給する範囲及び支給方法は、規則で定める。 (費用弁償等) 第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、<u>旅費として</u>宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により<u>5級</u>の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。 <u>2 前項に規定するもののほか、団員が会議に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。</u></p>

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (職員に関する経過措置)</p> <p>2 <u>当分の間</u> ____、第9条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (職員に関する経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間</u>、第9条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの(令和2年3月31日までに</u> ____<u>修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

久喜市代衛生組合規約 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行				
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、組合市町の次に掲げる事務を処理する。</p> <p><u>(1) 塵芥の処理に関する事務</u></p> <p><u>(2) 塵芥(粗大ごみに限る)の収集運搬に関する事務</u></p> <p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>(事務の承継等)</u></p> <p>第15条 <u>組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については組合市町の協議により別途定める。</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、組合市町の次に掲げる事務を処理する。</p> <p><u>(1) し尿に関する事務</u></p> <p><u>(2) 塵芥</u>に関する事務</p> <p>2 <u>前項第1号の事務については、次の区域を除くものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="826 622 1407 994"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久喜市</td> <td>菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭和沼、菖蒲町台、菖蒲町新堀</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第14条 (略)</p>	市町名	区域	久喜市	菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭和沼、菖蒲町台、菖蒲町新堀
市町名	区域				
久喜市	菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭和沼、菖蒲町台、菖蒲町新堀				